

中小企業従業員定期健康診断料 補助金制度

ふじみ野市では、中小企業従業員の健康を確保するため、労働安全衛生法に基づき健康診断を継続して行っている事業主の方に検診料の一部を補助しています。

(※従業員分が対象となりますので、代表者の受診料は含まれません)

◆補助金交付の資格

1. 市内に事業所があり、市税を完納していること
2. 常時雇用の従業員が30人以下の事業所
3. 補助金の交付は年1回
4. 補助金額は、受診者1人につき事業費の2分の1（上限1,000円）

◆必要書類（市HPからダウンロード可）

- ・補助金申請書 ※受診前にご提出ください
- ・実績報告書
- ・受診者名簿
- ・診断料の領収書（コピー可）
- ・請求書
- ・継続実施誓約書（新規申込の場合）

※交付決定後に変更が生じた場合は、変更申請書も必要



お問合せ・提出先

ふじみ野市産業振興課商工労政係（本庁舎2階）TEL：049-262-9023

〒356-8501 ふじみ野市福岡1-1-1

申請手順につきましては裏面をご覧ください。⇒

ふじみ野市中小企業従業員定期健康診断料補助金 申請手順

- ① 健康診断を受診する前に申請書（様式第1号）を提出
初めての申請の方は誓約書（様式第2号）も併せて提出
 - ② 市役所から交付決定通知書の送付
- ※交付決定後に予定人数等変更が生じた場合には変更申請書（様式第4号）を提出
- ③ 従業員定期健康診断を実施
 - ④ 定期健康診断の実施後、下記書類を提出
実績報告書（様式第6号）・名簿（様式第7号）・受診領収書（様式第8号）
または領収書のコピー・請求書（様式第10号）
- ※請求書については、日付を空白のままご提出ください。
- ⑤ 市役所から交付確定通知書の送付

